

石綿排出等工事に関する指導指針

1 趣旨

神奈川県生活環境の保全等に関する条例(以下「条例」という。)の石綿排出等工事の適正な実施の確保に向け、大気汚染防止法に基づく作業基準の遵守徹底を図るため、国のマニュアル類の補完として、事業者が遵守すべき事項等を定める。

2 対象

この指針による指導の対象となる事業者は、石綿排出等工事の元請業者又は自主施工者とする。

なお、元請業者による石綿排出等工事の場合は、この指針で規定する事項の遵守に当たり必要な協力が得られるよう発注者にこの指針を説明すること。

3 遵守事項

(1) 詳細調査

大気汚染防止法第 18 条の 15 第1項又は第4項の規定に基づく調査の結果を踏まえ、建築物等の吹付け石綿等の使用箇所及びその周辺の詳細調査を実施し、天井や床面、壁等における貫通部分や隙間、外部への開口部等の状況、内装材の施工状況や内部の堆積物の状況等を事前に把握した上で、その状況に対応した負圧隔離養生とすること。

(2) 作業基準の遵守徹底のための対応

ア 大気汚染防止法施行規則第 16 条の4第2号の規定に基づく掲示板については、石綿排出等工事における吹付け石綿等の除去作業(以下「除去の作業」という。)を開始する概ね1週間前までに、周辺の地域の住民等に対して見やすい場所に設置すること。

イ 大気汚染防止法施行規則第 16 条の4第3号の規定に基づく記録については、準備段階、始業時、作業中の随時、終業時、完了時等において作業基準が常に遵守されているか点検し、点検結果を記録すること。

ウ 作業基準の遵守状況の点検を行う事項としては、負圧隔離養生の不具合の発生の有無、集じん・排気装置の稼働状況、同装置のフィルタの交換状況、湿潤化薬剤や飛散防止薬剤の散布状況、除去物・撤去資材の取扱状況等を基本とすること。

エ 石綿の付着のおそれがある内装材等の撤去や保管を行う場合は、負圧隔離養生区域内で行うとともに、負圧隔離養生区域外へ搬出する場合は飛散防止対策を講じること。

オ 作業基準に不適合な状況が認められた場合には、直ちに補修や点検を行うなど必要な措置を講じるとともに、対応措置等について記録すること。

カ 除去の作業が2日以上工期となる場合は、除去の作業の終業時から翌日の始業時までの間に負圧隔離養生区域内の石綿が外部へ飛散しないよう、必要な対策を講じること。

(3) 負圧隔離養生の適合性確認

負圧隔離養生が完了して除去の作業を開始する際には、地域県政総合センター環境部による作業基準への適合状況について確認を受けること。

(4) 周辺の地域の住民等への周知

条例第 52 条の2の規定に基づく周知は、除去の作業を開始する概ね1週間前までに行うこと。

(5) 環境調査等

ア 環境調査は、条例第 52 条の3の規定に基づく除去の作業中の測定その他、石綿排出等作業

の開始前、石綿排出等作業の完了時において、原則、負圧隔離養生区域の外側の近傍の4方向にて実施すること。なお、複数の工区に分けて石綿排出等作業を実施する場合は、原則、各工区ごとに実施すること。

イ アの調査のほか、除去の作業中に集じん・排気装置の排気口付近、前室の出入口付近において調査を実施すること。また、負圧隔離養生を解除する場合には、作業場内において調査を実施すること。

ウ ア及びイの除去の作業中の調査結果の速報(総繊維数濃度)については、原則として調査実施日の翌々日の工事開始時までには把握すること。

(6) 緊急時の対応措置

除去の作業中の環境調査の結果の速報(総繊維数濃度)において1本/リットルを超える値が認められた場合は、条例第 52 条の7の規定に準じ、直ちに除去の作業を中止して必要な対応措置を図るとともに、地域県政総合センター環境部へ通報すること。

4 地域県政総合センター環境部への報告

(1) 条例第 52 条の5の規定に基づく石綿排出等作業に係る届出に伴い、次の事項について様式 1により報告すること。

ア 建築物等の事前調査結果の概要

イ 3(1)の詳細調査の実施者及び調査結果に応じた負圧隔離養生における対応措置

ウ 除去の作業における点検の実施内容、点検結果の記録を備え置く場所

エ 廃石綿等の処理を委託する特別管理産業廃棄物処分業者・収集運搬業者との委託契約書の写し及び当該業者の特別管理産業廃棄物処分業・収集運搬業許可証の写し

(2) 環境調査等の結果の速報や周辺の地域の住民等への周知の実施状況については、速やかに地域県政総合センター環境部へ報告すること。

(3) 条例第 52 条の6の規定に基づく石綿排出等作業の完了の報告として添付する大気汚染防止法第 18 条の 23 第1項又は第2項の記録については、作業等点検表の記録及び工事写真を添付すること。

(4) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)を特別管理産業廃棄物処分業者から返送を受けた後、速やかにその写しを地域県政総合センター環境部へ提出すること。

5 施行日

この指針は、平成 18 年4月1日から施行する。

この指針は、平成 18 年 10 月1日から施行する。

この指針は、平成 26 年6月1日から施行する。

この指針は、令和3年4月1日から施行する。

この指針は、令和3年 10 月1日から施行する。

条例第 52 条の 5 の規定に基づく石綿排出等作業に係る届出の添付書類
石綿排出等工事に関する指導指針

届 出 者		連 絡 先	
-------	--	-------	--

1 建築物等の事前調査結果の概要

調査結果の概要	
---------	--

2 石綿排出等工事に関する指導指針 3 (1) の詳細調査の実施者及び負圧隔離養生における対応措置

調 査 実 施 者		備 考	
負圧隔離養生における対応措置			

3 除去の作業における点検の実施内容、点検結果の記録を備え置く場所

点検の実施内容 (点検表等)	
備え置く場所	

(記入欄に入りきれない場合には、別紙に記載すること。)